福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件	名	及	び 要	1 日		提	出	者	審査結果
30年-21 (30. 9.11)	福祉保健	精神障がい者のな適用を求める。			について	他の障が	い者と同様		申障害者家族会連合 資 﨑 智 熙	· · 会	
		▶ に者路知対 がが補さ 暮外が しをら思 障差さか と 陳 現対に線的し精で必完れまらとでそて用のわ平害別れら障し理、てしスがは障るとしい、者れなそ写て賃る26権解。外者「由鳥タて及い適が者なてる精もていも真本割。年利消こす差このよび者用いはっ高が神多い生、を人引 2条のれる別の県シ適定に外者少で齢、障がる活平添確の 月約推らこ解法	一月間付さらない皆適が、Rと見するが進りと消のに観しな他くると用い、Rし18すを象 我がにこは法運な光てっの、。障範者経(て年るすか が発関と法第賃っべはて障視鳥が囲に済鉄いりころら 国力すかの3	がて、半ハがも取ハははなりる月とと清で、るら里条1いの額るい高県者当、ゆの。かとが神で平法も念は割な賃の。者齢内に該障と利いらな可障で成律未・、引いに割っととで対の害り用、精っ前が、害28、精条「『	と、2引 司なもし町年もも 神てほい 者名(神文国なまいが 様り一て内金な難 障おな者 の4 1 に及ったてあ に、部タにをいし 害りっを 権4害が照びて、する 自移のク限主げ、 者、7 1 除 利り者いら地	い鳥、が 家動町シらなめ、 福精の外 には差者し方る取身、 用手で一れ収、県 祉神です 関障別をて公が県体精 車段はチて入運外 手障ある す害解障許共、内障神 でに、ケいと賃に 帳害る根 るを消害さ団	精発が障 通は公ッるし割出 に者か拠 条理法者れ体神着いが 院タ共ト。て引向 は福らは 約由)福なの障の者い やク交が 地のく 原祉、な (とが祉い責が高及者 外シ通支 域対こ 則手こい 国す施制。務い速びに 出一の給 で象と と帳れと 連る行度				

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提	出 者	審査結果
		解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」としている。 以上の理由から、次の事項について陳情を行うものである。			
		 ▶陳情事項 1 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内におけるタクシーの運賃を1割引にすること。 2 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃を半額にすること。 			